

統計情報の見直しに伴う「個人向け社債等の店頭気配情報の発表等に関する規則」等の一部改正について

令和3年9月14日
日本証券業協会

I. 改正の趣旨

本協会では、我が国の金融・資本市場に関する統計情報について、多様な利用者に広く有効活用していただくため、各種統計情報の集計を行い、本協会のホームページ上において発表している。

これらの統計情報については、「スクラップ・アンド・ビルド」の原則に則り、ニーズが乏しくなった統計情報や他の類似データにより代替が可能な統計情報の簡素化・廃止及び新たな取引・制度に係る統計情報の発表等の見直しに取り組んでいるところである。

今般、協会員における報告業務の負担軽減及び本協会の集計・発表業務の合理化・効率化を図ることを目的とした統計情報の見直しのため、「個人向け社債等の店頭気配情報の発表等に関する規則」及び「国内CP等及び私募社債の売買取引等に係る勧誘等に関する規則」の一部改正を行うこととする。

II. 改正の骨子

1. 「個人向け社債等の店頭気配情報の発表等に関する規則」の一部改正

- (1) 報告会員による店頭気配報告銘柄の店頭気配の報告終了日を「償還日の属する月の前年同月の最終営業日」から「償還日の5営業日前の日」に改める。(第8条第2項)
- (2) 報告会員による店頭気配報告銘柄の店頭気配の報告時限を「午後7時00分」から「午後5時45分」に改める。(第9条第1項)
- (3) 売買参考統計値発表制度選定銘柄である店頭気配報告銘柄については、売買参考統計値の発表様式に個人向け社債等であることを示す記号を付すこととし、売買参考統計値をもって発表することとする。(第12条第1項及び第3項)
- (4) 店頭気配情報の最終発表日を「償還日の属する月の前年同月の最終営業日の翌営業日」から「償還日の4営業日前の日」に改める。(第13条第2項)

2. 「国内CP等及び私募社債の売買取引等に係る勧誘等に関する規則」の一部改正

協会員による私募社債の取引の状況等について、報告及び発表に関する規定を廃止する。
(第11条第1項及び第2項)

III. 施行の時期

1. 「個人向け社債等の店頭気配情報の発表等に関する規則」の一部改正

この改正は、令和4年4月1日から施行し、同日付けの報告及び当該報告に係る発表から適用する。ただし、同日以前に改正前の第13条第2項の規定に基づき最終発表日を迎えた店頭気配報告銘柄については、改正後の規定は適用しない。

2. 「国内CP等及び私募社債の売買取引等に係る勧誘等に関する規則」の一部改正

この改正は、令和4年4月1日から施行する。ただし、同年3月中の私募社債の取引の状況等に係る報告及び発表については、なお従前の例による。

- 本件に関するお問い合わせ先：日本証券業協会 公社債・金融商品部（TEL 03-6665-6771）

以 上

「個人向け社債等の店頭気配情報の発表等に関する規則」の一部改正について

令和 3 年 9 月 14 日

(下線部分変更)

新	旧
<p>(報告会員による店頭気配報告銘柄の店頭気配の報告開始日等)</p> <p>第 8 条 (現行どおり)</p> <p>2 報告会員は、原則として、店頭気配報告銘柄の償還日の <u>5 営業日前の日</u> まで、当該銘柄の店頭気配の報告を行うものとする。</p> <p>(報告会員による店頭気配報告銘柄の店頭気配の報告方法等)</p> <p>第 9 条 報告会員は、店頭気配報告銘柄の店頭気配について、毎営業日の原則 <u>午後 5 時 45 分</u> までに、本協会に報告するものとする。</p> <p>2 報告会員が本協会に報告する店頭気配は、0.001%刻みの単利利回りとする。</p> <p>3 (現行どおり)</p> <p>4 (現行どおり)</p> <p>(店頭気配情報の発表等)</p> <p>第 12 条 本協会は、報告会員から店頭気配報告銘柄の店頭気配の報告を受け、店頭気配 <u>情報</u> を 次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるところにより 発表する。ただし、店頭気配報告銘柄ごとの報告会員の名称の発表は行わないものとする。</p> <p>1 <u>売買参考統計値発表制度選定銘柄である店頭気配報告銘柄</u> <u>売買参考統計値をもって発表する。</u> <u>なお、当該銘柄については、売買参考統計値発表制度選定銘柄の発表様式に個人向け社債等であることを示す記号を付して発表する。</u></p> <p>2 <u>前号に掲げる銘柄以外の店頭気配報告銘柄</u> <u>売買参考統計値発表制度選定銘柄の発表様式に準じて発表する。</u></p>	<p>(報告会員による店頭気配報告銘柄の店頭気配の報告開始日等)</p> <p>第 8 条 (省 略)</p> <p>2 報告会員は、原則として、店頭気配報告銘柄の償還日の <u>属する月の前年同月の最終営業日</u> まで、当該銘柄の店頭気配の報告を行うものとする。</p> <p>(報告会員による店頭気配報告銘柄の店頭気配の報告方法等)</p> <p>第 9 条 報告会員は、店頭気配報告銘柄の店頭気配について、毎営業日の原則 <u>午後 7 時 00 分</u> までに、本協会に報告するものとする。</p> <p>2 報告会員が本協会に報告する店頭気配は、<u>価格及び利回りとし、価格については額面 100 円につき 1 銭刻みの裸値段とし、利回りについては 0.001%刻みの単利利回りとする。</u></p> <p>3 (省 略)</p> <p>4 (省 略)</p> <p>(店頭気配情報の発表等)</p> <p>第 12 条 本協会は、報告会員から店頭気配報告銘柄の店頭気配の報告を受け、<u>これに基づき、各報告会員の店頭気配を一覧表にした「個人向け社債等の店頭気配情報」を</u> 発表する。ただし、店頭気配報告銘柄ごとの報告会員の名称の発表は行わないものとする。</p>

新	旧
<p>2 (現行どおり)</p> <p>3 店頭気配情報の発表は、<u>原則として、報告日の午後6時30分を目途に、行うものとする。</u></p> <p>(店頭気配情報の発表開始日等)</p> <p>第13条 (現行どおり)</p> <p>2 店頭気配情報の最終発表日は、原則として、店頭気配報告銘柄の償還日の <u>4営業日前の日</u> とする。</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正は、令和4年4月1日から施行し、同日付けの報告及び当該報告に係る発表から適用する。ただし、同日以前に改正前の第13条第2項の規定に基づき最終発表日を迎えた店頭気配報告銘柄については、改正後の規定は適用しない。</p>	<p>2 (省 略)</p> <p>3 店頭気配情報の発表は、<u>報告日の翌営業日に、本協会の所定の様式により行うものとする。</u></p> <p>(店頭気配情報の発表開始日等)</p> <p>第13条 (省 略)</p> <p>2 店頭気配情報の最終発表日は、原則として、店頭気配報告銘柄の償還日の <u>属する月の前年同月の最終営業日の翌営業日</u> とする。</p>

「国内CP等及び私募社債の売買取引等に係る勧誘等に関する規則」の一部改正について

令和3年9月14日

(下線部分変更)

新	旧
<p data-bbox="389 499 624 533">(削る)</p> <p data-bbox="432 763 580 797">付則</p> <p data-bbox="220 804 794 949">この改正は、令和4年4月1日から施行する。ただし、同年3月中の私募社債の取引の状況等に係る報告及び発表については、なお従前の例による。</p>	<p data-bbox="834 461 1222 495"><u>(取引状況等の報告及び発表)</u></p> <p data-bbox="823 501 1398 607"><u>第11条</u> 協会員は、私募社債の取引の状況等について、所定の様式により本協会に報告するものとする。</p> <p data-bbox="823 613 1398 719"><u>2</u> 本協会は、前項により協会員から報告された私募社債の取引の状況について発表する。</p>